令和5年1月 第71号

# 中央果実協会ニュースレター

バランスの良い食事で 免疫力 UP! 毎日果 物 200g食べましょう。

#### <u>巻頭言</u>

-年頭ご挨拶

р1

•年頭所感

p2

#### 果樹を巡る動き

·令和4年度補正予算 及び令和5年度果樹 支援対策予算概算決 定の概要

рЗ

#### 特集

・流通している果樹品種を簡単に検索できる流通品種データベースの概要と利用方法について

р6

<u>業務日誌、人事異動</u>

p8



年頭ご挨拶

# 我が国の果樹産業の新しい希望の年に 公益財団法人中央果実協会 理事長 村上 秀徳

皆さん新年あけましておめでとうございます。

昨年は大変な1年間でした。ロシアによるウクライナ侵略という予想だにしない事態が発生し世界経済も日本経済も大きな影響を受けました。日本農業も肥料や資材の価格高騰に直面し、エネルギー価格高騰と相まって農家の経営が大きく圧迫されています。

このような中で食料安全保障について、昨年 来食料・農業・農村基本法の評価、見直しの 議論が行われています。この関連で、国連の SDGsにもあるように果実を含む栄養の確保 を食料安全保障として位置付けるべきだと思 います。

新型コロナウイルス感染者数は高いレベルが続いていますが、経済社会活動との両立の方向性が出てきています。果樹産業がそのポテンシャルをフルに発揮できる環境になることを祈っています。

我が国の果樹産業については基本的には 従来からの動向が継続しており収穫面積や出 荷量の減少は続いています。このため、価格 については堅調に推移しております。他方 で、果物離れの傾向は依然として続いており、 特に若者の果物離れはなかなか止まらない状 況です。毎日200グラムには遠く及ばない状 況です。

また、令和2年の基本方針に掲げられた生産基盤強化施策への転換については、当協会の補助事業を通じた個々の現場の合理化努力は積み上がっていますが、生産の拡大への反転の兆しはまだ見えていません。

しかしながら、果実生産現場においては今後の果樹産業に明るい希望を感じさせる様々な新しい試みも出てきています。

1つは後継者難の中にあって経営継承のための新たな試みも行われています。第三者継承と言われる一部自治体の取り組みなどがそれです。

2つ目には新規参入の動きも流通関係者等を中心に出てきています。耕作放棄地を利用して大規模な省力の経営を志向し、加工など

の新たなマーケットを開拓する試みも出てきています。

こういう動きについては現場での既存の経営との摩擦もあるかもしれませんがそれを抑えることなく支援し新規参入や経営継承への障害を取り除く努力が行政にも求められていると思います。このような取り組みは新しい需要開拓と結びついている場合が多く、果実消費の拡大、生産現場の活性化にもつながると思われるからです。

また、販売の形態についても新しい試みが 出ているような印象を受けています。価格が 高すぎる、一度に食べられないという消費者 が購入を控える問題を乗り越えるために小さ なパッケージでの販売やカットフルーツによ る市場開拓の試みも見られます。

更に、ワインブームを受けて、メーカーとの 契約栽培や新しいワイナリーを経営する企 業や個人の取り組みが広がっています。

輸出市場においても新しい試みや新しい 形態の輸出も見られるようになってきていま す。この関連で、昨年の暮れに任意団体で あった日本青果物輸出促進協議会が社団 法人として再出発し政府から輸出促進法上 の品目団体として認定を受けました。新しい 体制の中で青果物の輸出に一層のドライブ がかかることを期待します。

このような動きを広げさらに促進していくことで、我が国の果樹産業の反転攻勢につなげていくことができるのではないかと思います。

その基礎作り、土台づくりとして当然ながら 当協会の事業の促進が肝要であります。生 産基盤を強化し生産性を上げ、新しい果樹 産業の未来に向けて引き続き貢献していき たいと思っております。

この1年が我が国の果樹産業にとっての新 しい希望の年となり、関係者の皆様がますま す発展される素晴らしい年となることを祈念 して新年のご挨拶といたします。

#### 年 頭 所 感

## 農林水産省農産局 果樹・茶グループ長 仙波 徹



あけましておめでとうございます。

果樹農業者の皆様や果樹農業関係団体の皆様、都道 府県・市町村等行政機関の果樹農業担当の皆様におか れましては、日頃から、国の果樹振興施策に御理解いた だくとともに、その円滑かつ効果的な実施に御協力・御 尽力いただき、心から感謝申し上げます。

令和5年の新春を迎え、皆様の御健勝と益々のご活躍をお祈りいたしますとともに、我が国果樹農業及び地域の一層の発展に向けて所感の一端を申し述べ、年頭の御挨拶とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の完全な終息が未だみられないなか、果樹農業の現場では、依然として、感染対策に気を付けながらの農作業・集出荷作業等、様々な影響が続いておられると認識しています。また、昨年も5月から6月にかけて東北・関東地方を中心に雹害が発生し、東北地方で甚大な被害があった8月の大雨、昨年末から続く記録的な大雪など、毎年のように自然災害が果樹産地を相次いで襲っており、その対策や復旧・復興に向けた対応が続いていると承知しています。関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早く日常を取り戻せるようお祈り申し上げる次第です。

さらに、国際情勢が激変するなか、昨年深刻化した肥料や燃油等の資材高騰も終息しておらず、このような厳しい状況の中、現場で御尽力されている皆様に頭の下がる思いであり、農林水産省としても、皆様の経営と産地の生産への影響が最小限となるよう、本年も引き続き、現場に寄り添って全力で地域の皆様方の支援に取り組んでまいります。

さて、我が国の果実は、その品質の高さから国内外から高い評価を受けており、過去最高の輸出額263億円を記録した令和3年に引き続き、昨年も11月までの実績でみると対前年約10%の伸びが続くなど、堅調な需要が続いています。一方で産地の現場の状況をみると、担い手不足や高齢化が進み、また、収穫などの作業を補完的に支える人材や流通を支えるドライバーの不足などが顕在化しており、高品質な果実を生産する基盤が揺らいでいるとの危機感が強まっていると認識しています。

そうしたなか、昨年末には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定され、地方の人口を増加させる政府一体となった取り組みをより強化していく方向であり、地方により多くの雇用をもたらすポテンシャルを持っ

果樹農業の振興への期待も高まっていると考えています。

農林水産省では、果樹農業の担い手育成や労働力問題に真正面から取り組み、2月開催予定の全国大会を皮切りに、全国の生産現場で産地の皆様と一緒になって議論し、現場が抱える担い手確保の課題等の解決に向けて施策を着実に進めてまいります。

昨年9月には、農林水産省において、食料・農業・農村政策審議会の下に基本法検証部会が設置され、現在、食料・農業・農村基本法の見直しに向けて活発に議論がされているところです。こうした議論も踏まえながら、果樹産地を一層、人の活気であふれる地域にするため、産地内外の関係者がこれまで以上の連携・協力により、新たな産地の在り方を実現する取り組みを後押しする施策を強化してまいります。

昨年12月に国会において成立した令和4年度補正 予算、閣議決定された令和5年度当初予算概算決定 についても、こうした考えの下、必要な施策を盛り込ん でいるところです。令和4年度補正予算は改植・新植 への補助などこれまでの支援内容に加え、未収益期 間の幼木管理経費や簡易雨よけ設備の設置、生理障 害の軽減資材等の大規模実証への支援といった新た なメニューを拡充しました。また、令和5年度予算概算 決定では、優良品目・品種への改植・新植、園内道整 備や傾斜の緩和等の園地整備など、生産基盤の強化 に向けた幅広い支援を行う「果樹農業生産力増強総 合対策」において、産地が行う新たな担い手の受入体 制の整備を支援するメニューを新設しました。果樹産 地の皆様におかれましては、これら令和4年度補正予 算と令和5年度予算を一体的に活用いただき、産地の 生産力強化に役立てていただければ幸甚です。

今後とも、果樹農業施策の推進により、果樹農業者の皆様が安心して積極的に果樹生産に取り組めますよう、皆様とともに尽力していく所存です。以上、果樹産地の益々の御発展を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。本年も果樹農政に対する皆様の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

## 果樹を巡る動き

# 令和4年度補正予算及び令和5年度果樹支援対策予算概算決定の概要

農林水産省農産局果樹・茶グループ果樹振興班 経営支援係長 髙山 周子

#### はじめに

全国の果樹関係者の皆様におかれましては、日頃より、 果樹振興施策の推進に御理解、御協力を賜り、誠にありが とうございます。

本稿では、昨年12月に国会において成立した令和4年 度補正予算及び閣議決定された令和5年度予算概算決 定のうち、果樹産地の生産基盤強化に御活用いただける 支援対策について御紹介いたします。

#### 2. 令和4年度補正予算

#### < 産地生産基盤パワーアップ事業>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等 が行う高性能な機械・施設の導入等に対して総合的に支 援します。特に果樹については、需要の変化に対応する ため、産地計画に位置付けられた担い手となる先導的な 農業者等を対象として、優良品目・品種への改植・新植・ 未収益期間の幼木管理、小規模園地整備等の取組に活 用可能なものとしており、内容は次の通りです。

#### (1)新市場獲得対策のうち園芸作物等の先導的取組支 援

需要の変化に対応するための優良品目・品種や省力樹 形への改植・新植、多目的防災網等の災害対応設備の 設置、園内道整備や用水・かん水設備の設置等の小規模 園地整備、かんきつマルドリ栽培に用いる被覆資材の代 替資材の大規模実証等、競争力を強化し産地を先導する 取組を支援します。

加えて、令和4年度補正からは、改植・新植に伴い発生 する未収益期間の幼木管理(令和3年度補正では当初予 算の果樹農業生産力増強総合対策により支援措置したも の)、病害の低減に効果が認められる簡易雨よけ設備の 設置、生理障害の軽減に資する資材の大規模実証への 支援を拡充しました。(定額又は補助率1/2以内)

※ 簡易雨よけ設備は、改植・新植と一体的に設置する ものであり、補助金上限額160万円/10a、実施面 積が地続きで概ね10a以上であること等の要件があ ります。その他メニューについても要件があるので、 農林水産省が作成したQ&A等を御確認ください。

#### 産地生産基盤パワーアップ事業(果樹関係) 【令和4年度補正予算額30,600百万円の内数】

- ○収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入等に対して総合 的に支援する。
- ○需要の変化に対応するため、産地計画に位置付けられた担い手となる先導的な農業者等を対象として優 良品目・品種への改植・新植・未収益期間の幼木管理、小規模園地整備等の取組を支援する。

#### 【収益性向上対策・生産基盤強化対策】

(補助率:1/2以内)

#### 1 収益性向上対策(品目共通)

#### (1)補助対象となる取組

- ・収益力強化に計画的に取り組む産地に対 し、計画の実現に必要な農業機械の導入、 生産資材の導入、集出荷施設の整備等
- ・施設園芸産地において、燃油依存の経営 から脱却し省エネ化を図るために必要な ヒートポンプ等の導入等

### (2) 優先枠

**基金事業**:スマート農業推進枠 (20億円)、 施設園芸エネルギー転換枠(10億円)、 持続的畑作確立枠(6億円)

整備事業:中山間地域の体制整備(40億円)、 農産物輸出に向けた体制整備(10億円)



雨よけ施設の資材

農業機械のリース 導入・取得

ヒートポンプのリース導入・取得

#### 2 生產基盤強化対策(品目共通) 補助対象となる取組

・果樹園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改 修、継承ニーズのマッチング等の生産基盤の強化・継承等

## 【新市場獲得対策】(補助率:1/2以內等) <園芸作物等の先導的取組支援>

#### 果樹の改植・新植・未収益期間の支援 1

優良品目・品種、省力樹形の導入(改植・新植と -体的に行う果樹棚等の設置も対象) 未収益期間の幼木管理(支援単価:22万円/10a)

※面積要件:地続きで概ね2a以上



#### 2 小規模園地整備、設備の導入 園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、用水

・かん水施設の設置、排水路の整備、多目的防災 網、防霜ファン、モノレール等の設置等 ※面積要件:地続きで概ね10a以上 (土壌土層改良は概ね2a以上)



多目的防災網

#### 3 改植・新植に伴う雨よけ設備の設置 病害の低減に効果が認められる雨よけ設備の設置 ※面積要件:地続きで概ね10a以上

※補助金上限額:160万円/10a







诱湿性反射シートマルチ

4

#### ■ 中央果実協会ニュースレター

御参考: 産地生産基盤パワーアップ事業実務用Q&A (未定稿) 【園芸作物等の先導的取組支援のうち果樹】(令 和4年12月14日現在)

https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/attach/pdf/ index-69.pdf



#### (2) 収益性向上対策

産地パワーアップ計画を定め収益力強化に計画的に取 り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導 入、生産資材の導入、集出荷施設等の整備や、施設園芸 産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図 るために必要なヒートポンプ等の導入等を総合的に支援 します。(補助率1/2以内)

#### (3)生產基盤強化対策

後継者不在の果樹園等の生産基盤を次世代に円滑に 引き継ぐために必要となる、改植等の樹園地の再整備・改 修、継承ニーズ把握、マッチング等の取組を支援します。 (補助率1/2以内)

#### 3. 令和5年度予算概算決定

令和5年度の果樹支援対策として、果樹農業生産力増 強総合対策に令和4年度予算額と同額の51億円を措置 する閣議決定が行われました。以下、その概要等を説明し ます。

#### <果樹支援対策(果樹農業生産力増強総合対策)>

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生 産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への 改植・新植等の取組や、まとまった面積での省力樹形・機 械作業体系の導入等の取組を引き続き支援します。また、 令和5年度は、果樹農業の新たな担い手の確保・定着に 資する取組を新たに支援するほか、国産果実の流通加工 への支援を拡充します。

#### (1)果樹経営支援対策事業・果樹未収益支援事業

労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・ 品種への改植・新植等を引き続き支援します。また、これら 事業を活用した改植・新植に伴い生じる未収益期間の幼 木の管理費用を定額支援します。

更に、小規模園地整備、多目的防災網を含む防風ネット 等の設備の導入、放任園地発生防止対策等の取組に対 し支援します。(補助率1/2以内)

#### (2)未来型果樹農業等推進条件整備事業

#### 担い手育成型【新規】

果樹産地における新たな担い手を確実に確保するた め、担い手の就農・定着のための産地の取組や新規就農 者育成総合対策等の伴走支援と併せて、小規模園地整備

#### 持続的生産強化対策事業のうち

#### 果樹支援対策(果樹農業生産力増強総合対策)

【令和5年度予算概算決定額 5,074(5,102)百万円】

担い手不足による生産基盤の脆弱化を踏まえ、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等の取組を支援するほか、労 働生産性を抜本的に高めたモデル産地の育成を行うため、**まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入に係る取組**に加え、**新たな担い手の確保・定** 着に資する取組等を支援します。

果実の生産量の拡大(283万t [平成30年度]→308万t [令和12年度まで])

#### <事業の内容>

#### 1. 優良品目・品種、省力樹形の導入支援

優良品目・品種への改植・新植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に 要する経費を支援します。特に、平坦で作業性の良い水田等への新植、労働生産 性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進します。

#### 2. 果樹のモデル産地育成支援

#### ① 新たな担い手への支援(新規)

担い手の就農・定着のための産地の取組と併せて行う、小規模園地整備や部分 改植等の産地の新規参入者受入体制の整備を一体的に支援します。

#### ② 労働生産性を抜本的に高めるための面的支援

-定規模以上での水田の樹園地転換や既存産地の改良と併せて、**小規模園地** 整備、改植・新植、早期成園化や経営の継続・発展に係る取組等を支援します。

#### 3. 苗木・花粉供給体制整備への支援

#### 4. 国産果実の流通加工への支援(拡充)

慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の国産果実の**省力的生産・出荷** の実証等の取組や、国産果実の供給が脆弱な**春期に出荷が可能な技術の導入**を 支援します。

#### <事業の流れ>



果樹生産者(担い手) 農業者の組織する団体 法人化した経営体 等

#### く事業イメージン

#### 【優良品目・品種、省力樹形の導入支援】 <省力樹形の例>

根域制限栽培(みかん) 密植・受光体勢の最適化で 慣行比 2 倍以上の単位収量



ジョイント栽培(なし) 従来の棚栽培と比較して 剪定作業時間40%短縮



<改植(括弧内は新植)の支援単価の例>

品目	慣行栽培	省力樹	未収益期間対策	
かんきつ	23(21)万円/10a	111(108)万円/1	5.5万円/10a	
りんご	17(15)万円/10a	53 (52) 万円/10a 73 (71) 万円/10a (高密植纸樹高栽培) (超高密植栽培)		×4年分 ※幼木管理経費
なし	17(15)万円/10a	33(32)万円/10	(品目共通)	

#### 【果樹のモデル産地育成支援】



省力樹形の導入



[お問い合わせ先]

(1~3の事業) 農産局果樹・茶グループ (03-3502-5957) (4の事業)

園芸作物課

(03-3501-4096)

や部分改植等による果樹型トレーニングファームの整備といった、産地の新規参入者受け入れ体制の整備を一体的に支援します。(定額又は補助率1/2以内)

#### 新産地育成型及び既存産地改良型

労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地の育成を引き続き支援します。具体的には、平坦で作業性の良い水田を活用した樹園地への転換や、中山間地等の既存産地での基盤整備による園地条件の改善を通じた、一定規模以上のまとまった面積での省力樹形及び機械作業体系の導入等の取組や、早期成園化のための大苗の育成、経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。(定額又は補助率1/2以内)

#### (3)果樹優良苗木·花粉安定確保対策事業

果樹生産に必要な苗木や花粉の安定供給を図るための生産体制の構築や苗木育苗のためのほ場の設置、省力樹形用苗木の育成及び国産花粉専用園地の育成に向けた取組を引き続き支援します。(定額又は補助率1/2以内)

#### (4)果実流通加工対策事業【拡充】

国産果実の加工・業務用供給拡大や海外への安定供給に向け、実需者との契約取引の導入、省力的生産技術の導入実証等の取組や、加工原料用向けの有機果樹導入、物流体制の構築・鮮度保持技術の実証等の取組を引き続き支援します。加えて、<u>効率的な流通に向けた出</u>

荷技術の導入実証の取組及び国産果実の供給が脆弱 な春期に出荷可能な技術の導入を新たに支援します。 (定額、補助率1/2以内又は補助率1/3以内)

#### <強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設 等支援タイプ>

産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設整備等を支援します。また、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。

このうち産地基幹施設等支援タイプでは、産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や加工施設等の産地の基幹施設の整備等や産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援します。(補助率1/2以内)

#### 4. 終わりに

令和5年度予算は、今後国会での審議を経て成立するものであり、また、事業の内容については、実施要綱や要領等の策定の過程で変更される場合がありますので御留意ください。詳細については、引き続き各種機会を捉えて情報提供してまいりますので、皆様方におかれましては、新規・拡充内容も併せて御検討いただき、産地の生産基盤強化に役立てていただければ幸いです。

#### 果樹支援対策(2. 果樹のモデル産地育成支援) 未来型果樹農業等推進条件整備事業 ①担い手育成型

果樹産地において、担い手の就農・定着のための産地の取組や新規就農者育成総合対策等の伴走支援と併せて、**小規模園地** 整備や部分改植等の産地の新規参入者受入体制の整備を一体的に支援します。

① 園地の確保

② 技術の習得

多 未収益期間の収入

新規参入の大きなハードル

(従来は親元就農によりカバー)

#### 産地が親となり、新たな担い手を育む 産地協議会 ●農地集約、園地整備の計画 産地計画 ●省力樹形の導入等、技術の推進方針 新規参入者の受入計画 担い手育成の目標、方策 居抜き分譲園地の整備 (果樹! 集約· 整備 離農者の園地等 早期に成園 研修受入、園地分譲、リース 成園で研修・就農できる 市町村 JA 民間団体 先輩農業者 新規参入者 地域の様々な関係者が伴走支援

1. 支援対象者

新たな担い手の新規参入を支援する民間団体等

2. 補助対象となる取組・補助率

(1)<u>小規模園地整備</u>

排水路の整備、土壌・土層改良、 園内道の整備、傾斜の緩和等 補助率:<u>1/2以内</u>

(2)<u>部分改植</u>

優良品目・品種や省力樹形への改植等 補助率:**定額**(面積当たり1/2相当)、**1/2以内** 

(3) <u>改植後の未収益期間の幼木管理</u> 補助率: <u>定額</u>(<u>22万円/10a</u>)

補助率:**定額**(3万円/10a)

# みかんの根域制限栽培

(省力樹形の例)

(収量慣行比2倍以上)

<u>+</u>

#### 経営局事業(新規就農者育成総合対策)

- 就農準備や経営開始時への資金面の支援
- 伴走機関等によるトレーニングファームの施設整備等への支援等

#### <事業の流れ>



### 特集

# 流通している果樹品種を簡単に検索できる流通品種データベースの概要 と利用方法について

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会イノベーション事業部 主任調査役 柿内 久弥

#### 1. はじめに

近年「シャインマスカット」や「ルビーロマン」のように、育成者の意図に反して海外に持ち出された結果、わが国で生産された同じ品種の農産物と海外産の生産物が海外市場で競合するような事態を招いてきていました。

このような事態に対して令和2年12月2日、海外への種苗の輸出制限、自家増殖の許諾制等を旨とする改正種苗法が国会で可決され、登録品種の種苗の持ち出し制限は令和3年4月1日より、登録品種の自家増殖の許諾制は令和4年4月1日より、それぞれ施行されました。

一方、このような種苗法改正に伴い、現状流通している 品種について、その権利の状況や自家増殖の許諾手続 きに関する方針等を知りたいというたくさんの意見が農林 水産省へ寄せられ、これに応えるため農林水産省は、令 和2年度の補正予算にて「流通品種データベース」(以 下「本データベース」)の予算を計上し、この予算を受けて 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム(代表機 関:公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会。以 下「JATAFF」)は、本データベースを構築し、令和4年3 月14日より運用を開始しました。この構築に際しては、(一 社)日本種苗協会、(一社)日本果樹種苗協会、(一社)草 地畜産種子協会、JA全農、都道府県知財ネットワーク、 農研機構、全国新品種育成者の会、(株)フラワーオーク ションジャパン、サントリーフラワーズ(株)、全国食用きの こ種菌協会の委員からなる流通品種データベースWGを 結成し、助言を頂いてきました。またその後も運営につい て様々な意見、確認を頂きながら運営しています。

本稿では、本データベースの概要と利用方法、今後の 課題について解説します。

本データベースの主な目的は、流通している品種の権利の状況を明確にすることですが、全国に流通している品種にはどのような品種があるかを業界関係者や消費者に関心を持っていただき、これら関係者に日々の事業や活動に役立ててもらうことも目的としています。

また品種登録しているすべての品種及び全国で種苗が 流通しているほとんどの品種を収録しており、育成者が、 新品種の名称や商標の名称を考えるときに類似の名称を 避ける際にも有益な参考情報を提供します。

本データベースの収録情報は、基本的に育成者からの情報提供に基づいています。在来種や古くからの品種でまだ種苗が流通している品種があれば本データベースへ収録していきたいと考えていますので、皆様方からのご提案、ご協力をいただければ幸いです。

#### 2. 特徴

①収録されている品種

農林水産省品種登録データベース(以下「品種登録データベース」)に掲載されている、品種登録出願した全品種(品種登録データベースに新品種の情報が追加されるとすみやかに本データベースへ反映され、また、本データベースで出願番号をクリックすることにより、品種登録データベースの情報を閲覧することができます)。

品種登録出願していないが一般に流通している一般品種(F1品種、在来種、種苗法以前の古い品種等)、販売中または販売終了後概ね5年以内(果樹や在来種等を除く)の品種を対象としています。

②育成者権の権利の状態を表示

登録品種を「有(登録)」、育成者権が仮保護されている 出願公表品種を「出願公表」、登録された品種でも権利の 失効した品種、もともと品種登録出願していない品種等を 「無(一般)」として表示しています。

③種苗の販売状況を表示

「未販売」「販売中」「販売中止」として表示されています。

- ④農業者等が自家増殖する場合に育成者権者に対して 許諾手続を取る必要の有無を表示
  - •許諾手続が必要な品種は、「必要」。
  - ・許諾手続を必要としない品種は、「不要」。
- ・そもそも自家増殖が認められていない品種は、「不可」。
- ⑤海外への種苗の持ち出し制限、国内の栽培地域の指 定について検索が可能
- ⑥検索画面に表示される植物の種類の名称は、一般的に よく使用されている通称名

本データベースでは、植物の種類の名称について同義語(例1:サクランボ、オウトウ、例2:サツマイモ、カンショ)での検索が可能です(品種登録データベースでは、指定された植物の種類の名称(オウトウ、カンショ)のみとなっています)。また同一品目について育成者により異なる名称(トルコギキョウ、ユーストマ)を用いている場合がありますが、それぞれ育成者の植物の通称に対する想いを尊重して育成者より提出された通称名を掲載しています。

(7)商品名、登録商標名での検索が可能

出願品種の名称は、同じ植物の種類であれば、出願時までにその植物の種類において品種の名称として使用されていない名称でなければなりません。しかし出願品種数

の増加に伴い、現在出願品種の名称は、記号的な名称が増 え、種苗の販売時には商品名として別途名称を付けるケース が多くなっています。

本データベースでは出願時の品種名以外に、別途名付けた商品名も収録し、検索ができるようにしています(例:さくらんぼ 品種名 山形12号  $\rightarrow$  商品名 やまがた紅王)。また登録商標名については、当該品種の青果物や生産物の登録商標名も収録の対象としています(例:カンキツ 品種名愛媛果試第28号  $\rightarrow$  登録商標名 紅まどんな)。

#### ⑧新しく収録された品種の順番で表示

出願した品種については、最新の品種がリストの一番上に 表示されます。

#### ⑨品種情報について問い合わせ先を記載

問い合わせ先の名称、電話番号あるいは品種紹介のホームページ、メールアドレス等も紹介されています。

#### 10備考欄

自家増殖の許諾手続きの補足説明や品種のアピールポイントを記載できます。当該品種に関して特許がある旨や在来種であることの説明にも利用されています。

⑪個別検索の検索結果について3種類のファイル(Excel、CSV、TSV)に出力

植物名、作物区分での検索結果等ファイルへ出力できます。収録されている全品種についてファイルにダウンロードが可能です。

(12)スマートフォンでも検索が可能

#### 3. 収録品種の概要

令和3年秋に品種登録出願を行っている育成者を中心に メール及び郵送で品種の情報を収集しました。また令和4年

表1 流通品種データベース収録品種数の内訳 (2023年1月8日現在)

作物区分	総数	登録品種	出願公表	一般品種	
11年初区方			山順公衣	出願した 品種	出願してい ない品種
草花類	25,071	3,619	1,471	16,256	3,725
野菜	8,003	688	321	1,364	5,630
鑑賞樹	6,512	1,327	842	4,183	160
果樹	2,145	649	175	954	367
食用作物	2,000	768	174	876	182
きのこ類	762	206	28	417	111
飼料作物	671	218	53	223	177
工芸作物	324	136	21	140	27
林木	44	8	6	30	0
桑	16	2	0	14	0
海草	18	9	2	7	0
合計	45,566	7,630	3,093	24,464	10,379

秋に追加の収集を行っています。1年間に2回程度の品種情報の提供依頼をお願いする予定です。また育成者や在来種等流通している品種を保存維持している関係者から要望があれば随時収録することとしています。

#### 4. 利用方法

本データベースは、パソコンや携帯電話によりWEBサイト(https://hinshu-data.jataff.or.jp/)からアクセスできます。中央果実協会のホームページの右側にバナーがありますので、そこからでも入れます。

アクセスした最初の画面には、簡易検索と個別検索の入力欄があります。不明な点は上段のQ&Aをクリックすると良くある質問への対応方法がわかります。

#### (1)簡易検索

簡易検索は、3語まで検索語を入力することができますが、2語の入力でほとんどの品種は検索できます。また品種名の一部しかわからない場合は、わかっている部分のみ入力すれば、その部分が一致する品種名がリスト化されます(部分一致検索)。ただし品種名が一文字でも間違っていると検索はできません。品種名、商品名、登録商標名にはカタカナのフリガナがつけられて収録されていますので、品種名の表記方法が不確かな場合には、カタカナで名称の一部または全部を入力すれば検索できます。漢字で入力して検索できない場合は、カタカナで入力すれば検索できます。

例えば、植物の種類としてリンゴ、品種の一部名称としてベニを入力した場合(図1)、ベニを品種の名称の一部に持つリンゴ15品種がリスト化されます。実際に検索して頂ければわかりますが、リストには、自家増殖の許諾の要否、種苗販売の有無、権利のある登録品種か否かがわかります。この列の「詳細」をクリックすると詳細画面になり、品種登録データベースに掲載されている情報(育成者権の存続期間、出願者/品種登録者の名称及び住所、出願品種/登録品種の育成者、登録品種の植物体の特性の概要を除く)が閲覧できます。さらに品種の問い合わせ先や、品種許諾のURLが掲載されています。

#### (2)個別検索

品種の名称、商品名、登録商標名が不確かな場合、それぞれのカラムに任意の名称を入力すると類似度の高い品種のリストが作成され、そのリストの中から目的とする品種を選ぶことができます(類似度検索)。

また、①育成者権の状況について、権利のない一般品種・無(一般)、権利のある登録品種・有(登録)、仮保護期間中の品種・出願公表、②販売状況については、未販売、販売中、販売終了、③自家増殖の許諾手続きについては、必要、不要、不可、④海外への種苗の輸出制限については、不問、有、無、⑤国内の栽培地域の指定については、不問、有、無とそれぞれにチェックを入れることにより品種のカテゴリーを絞り込むことが可能です。

個別検索の画面では、何もチェックしないで検索をクリックすると収録している全品種(45,566品種 令和5年1月8

#### (公財)中央果実協会

編集•発行所

公益財団法人 中央果実協会

**T**100-0011

東京都千代田区内幸町 1-2-1 日土地内幸町ビル 2F

電話: 03-6910-2922 FAX: 03-6910-2923

編集·発行人

今井 良伸

印刷·製本

(有) 曙光印刷



Web サイト

URL:
www.japanfruit.jp

#### お知らせ

毎日くだもの200グラム運動 メールマガジン「くだもの&健 康ニュース」を発刊していま す。

多くの方の読者登録をお待 ちしております。

メルマガの読者登録方法は 当協会下記ホームページをご 覧下さい。

https://www.japanfruit.jp

#### ○ 流通品種データベース 品種データ 免責事項 Q&A

#### 流通品種データ検索

簡易検索 リンゴ ベニスペースをあけて3語まで入力できます。例)マスカット ブドウ 個別検索 育成者権の有無や利用条件等から絞り込みたい場合に便利です。

#### 図1 データベースの簡易検索例「リンゴ」「ベニ」

日現在)のデータが画面に表示され、ファイル出力で全品種のデータをダウンロードできます。本データベースへ収録された直近の品種から画面及びファイル上に表示されます。作物区分を果樹として検索すると2,145品種のデータが画面上に表示され、Excelファイル出力でダウンロードできます。

#### 5. 今後の課題

現在まで本データベースの1か月あたりの検索件数は、ほぼ1万回と安定した使用状況です。昨年12月本データベースへの品種情報を提供していただいた育成者、育成機関の担当者宛にアンケート調査を実施し、313件中168件の回答を得ました。簡単で利用しやすいという評価を

得ていますが、同じ組織内でも本データベースの認知がまだ十分でないようなので、利用方法についてもっと知ってもらうことが重要と考えております。

また本データベースは、生産者にまだ十分に知られていないと思われるため、農業関係の団体、雑誌や広告媒体等の協力を得て認知と利用の拡大に取り組んでいきたいと思います。

本データベースにまだ収録されていない品種や収録すべき品種についてお気づきがあれば JATAFFへご連絡、ご相談をお願いします。

#### <連絡先>

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会 (JATAFF) イノベーション事業部 流通品種データベース担当 メール: hinshu-data@jataff.or.jp、電話: 03-3586-8644



# 流通品種データベース



#### 業務日誌、人事異動

(業務日誌)

- 4.12.2 センサス個票データを活用した果樹産地構造に関する調査第4回 検討委員会(於三会堂ビル及びリモート開催)
- 4.12.19 中央果実協会(日土地内幸町ビル2階)新事務所に移転
- 5.1.26~27 東日本ブロック会議果実生産出荷安定基金協会連絡協議会 (於 和歌山県)
- 5.1.30 センサス個票データを活用した果樹産地構造に関する調査第5回 検討委員会(於協会会議室及びリモート開催)

(人事異動)

#### 農林水産省農産局果樹・茶グループ

展外小座目展座内未開・ポンルーン							
新	日付	名前	旧				
近畿農政局生産部生産技術環境課	5. 1. 1		農産局園芸作物課果樹・茶グループ果樹 振興班経営支援係				